

第183回国会閣第44号に対する修正案

第183回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会可決

食品表示法案に対する修正案

食品表示法案の一部を次のように修正する。

第四条第一項第一号中「名称」の下に「、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）」を加える。

第六条第八項中「食品関連事業者等が」の下に「、アレルゲン」を加える。

第十一条中「名称」の下に「、アレルゲン」を加える。

附則第十九条中「五年」を「三年」に改める。